

第2次千葉県特別支援教育推進基本計画案 及び

第2次県立特別支援学校整備計画案

ダイジェスト版



「コスモスと遊ぶ妖精たち」 八街市立笹引小学校 石毛 麻央 さん

平成29年6月

千葉県教育委員会

はじめに

千葉県教育委員会では、特別支援教育の更なる充実を図るため、「千葉県特別支援教育推進基本計画」及び「県立特別支援学校整備計画」の2つの計画を策定中です。

「千葉県特別支援教育推進基本計画」は、特別支援教育の推進に係る基本的かつ総合的な計画です。また、この計画のうち、整備にかかる具体計画を整理したものが「県立特別支援学校整備計画」です。

両計画とも、平成29年度から33年度までの5年間の計画期間としています。

各種計画の関係

新 輝け！ちば元気プラン（千葉県総合計画）

（H25～28）

新 みんなで取り組む「教育立県ちば」プラン
（千葉県教育振興基本計画）

（H27～31）

I
夢・チャレンジ
プロジェクト

II
元気プロジェクト
施策10「一人一人の教育的ニーズに
応じた特別支援教育の推進」

III
チームスピリット
プロジェクト

第2次千葉県特別支援教育推進基本計画（H29～33）

第2次県立特別支援学校整備計画（H29～33）

第2次千葉県特別支援教育推進基本計画案 概要

第1次千葉県特別支援教育推進基本計画

基本的な考え方

一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進

- すべての幼児児童生徒は、**価値ある存在、尊重される存在**として認められること
- 幼児児童生徒が、地域で学ぶ機会が得られる教育を目指すこと
- 幼児児童生徒の自立や社会参加に向けて、その**持てる能力を最大限に発揮して学習できる教育**を目指すこと

I 早期の教育相談支援体制の整備

II 小・中学校における特別支援教育の整備・充実

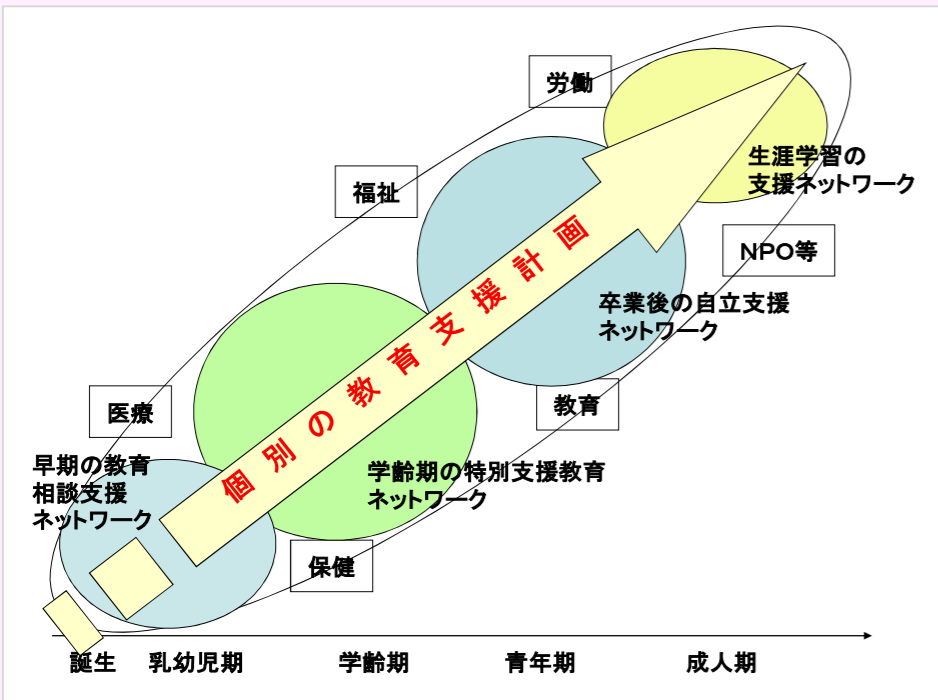
III 今後の特別支援学校の新たな機能の構築

IV 後期中等教育の充実と卒業後の自立支援

V 卒業後の豊かな生活や生涯学習の支援

VI 学校と教員の専門性の維持・向上

ライフステージに応じた支援とネットワークの構築



第2次千葉県特別支援教育推進基本計画

基本的な考え方

— 共生社会の形成に向けた特別支援教育の推進 —

- 障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けて、その**能力や可能性を最大限に伸ばす教育**を目指します。
- 障害のある幼児児童生徒が、**地域社会の一員として積極的に活動し、豊かに生きることが**できる教育を目指します。
- 障害のない幼児児童生徒が、**障害者理解を深め、障害のある人とともに社会をつくるための基礎を**培う教育を目指します。

【第2次推進基本計画 5つのテーマと取組】

※具体的な取組は次頁参照

I 早期からの教育相談と支援体制の充実

II 連続性のある
多様な学びの場と支援の充実

III 特別支援学校の整備と機能の充実

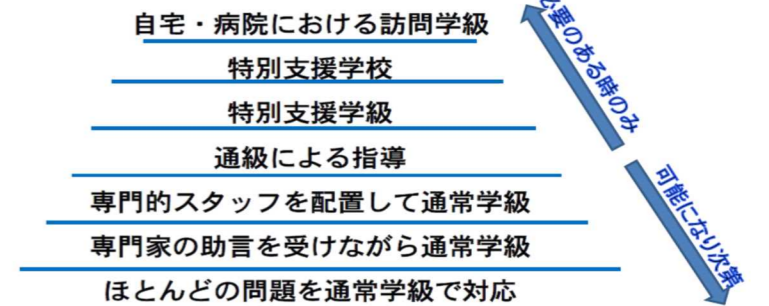
※第2次県立特別支援学校整備計画

IV 卒業後の豊かな生活に向けた支援の充実

V 特別支援教育に関する教員の専門性の向上

【イメージ図】

連続性のある「多様な学びの場」



～「いつでも」「どこでも」「だれにでも」必要な支援を～

【重点的な取組】

- **新学習指導要領**を踏まえた、通常の学級の障害のある児童生徒への指導の工夫・改善
- **高等学校における特別支援教育**の充実
(「通級による指導」、自己理解に基づくキャリア教育)
- **特別支援学校の総合的な教育機能**の充実
(複数の障害種への対応、職業教育の充実、小・中学校等と連携した相談支援機能の強化)
- 東京オリンピック・パラリンピックの機会を生かした**障害者スポーツ**を通じた交流
- 学校における**手話等の普及**や多様な障害に応じた職員研修の充実

千葉県の特別支援教育推進の基本的な考え方を踏まえ、「新みんなで取り組む『教育立県ちば』プラン」に示されている「千葉県教育の目指す姿」の実現に向け、5つのテーマに沿った具体的な取組を以下のように示しました。

目指す姿

- ・いつでも、どこでも相談できる個のニーズに応じた相談・支援体制が整っている。
- ・必要な支援の計画が十分に機能している。

- ・合理的配慮が提供され、「分かる授業」が実践されている。
- ・障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒とが地域で学ぶ場が充実している。
- ・県内全ての地域で全ての障害について連続した学びの場と必要な支援が用意されている。
- ・高等学校の校内支援体制が充実している。
- ・障害者スポーツを通じた交流が盛んに行われている。

- ・過密状況への対応が進んでいる。
- ・特別支援学校の支援機能の再構築が行われている。

- ・発達段階に応じたキャリア教育が推進されている。
- ・生涯学習の場が充実している。
- ・個のニーズに応じた就労支援が行われている。

- ・特別支援学級、「通級による指導」の担当教員の特別支援学校教諭免許状の保有率の向上が図られている。
- ・異校種間の人事交流により、全ての学校で特別支援教育の充実が図られている。
- ・特別支援教育に関する研修・研究の取組や関係機関との研修が充実している。

5つのテーマと取組

I 早期からの教育相談と支援体制の充実

- 取組1 早期からの教育相談・支援体制の一層の充実
- 取組2 適切な就学の相談支援の充実

II 連続性のある多様な学びの場と支援の充実

- 取組1 地域で共に学び育つ教育の推進
- 取組2 合理的配慮の充実と基礎的環境整備の推進
- 取組3 学校を支える外部人材や地域の教育資源の活用と充実
- 取組4 高等学校における特別支援教育の充実
- 取組5 ICTを活用した教育の推進
- 取組6 特別支援学校が有する多様な機能の活用
- 取組7 様々な困難をかかえる子どもへの支援の充実

III 特別支援学校の整備と機能の充実 ※第2次県立特別支援学校整備計画

- 取組1 特別支援学校の計画的な整備
- 取組2 障害特性に応じた施設・環境の計画的な整備
- 取組3 特別支援学校が有する多様な機能の充実

IV 卒業後の豊かな生活に向けた支援の充実

- 取組1 キャリア教育と職業教育の充実
- 取組2 障害のある生徒の自立、社会参加を支援するネットワークの構築
- 取組3 障害のある人の雇用とキャリアアップシステムの構築
- 取組4 障害者への学びの支援
- 取組5 障害者に対する理解の普及啓発

V 特別支援教育に関する教員の専門性の向上

- 取組1 特別支援学校教諭免許状取得の一層の推進
- 取組2 特別支援教育に関する研修の充実
- 取組3 異校種間の計画的な人事交流の推進

具体的な取組

- 関係機関と連携した教育相談
- 個別の教育支援計画活用の促進と就学後のフォローアップ

- 道徳、人権教育の推進や、障害者スポーツを通じた交流及び共同学習
- 合理的配慮の適切な提供
- 特別支援アドバイザーや特別支援教育支援員の配置
- 高等学校における「通級による指導」の実施
- 入院児童生徒へのICTを活用した遠隔教育、交流及び共同学習
- 特別支援学校による「通級による指導」の充実や、外部人材との協働、指導方法の改善
- 医療的ケアや、強度行動障害・精神疾患等、多様な教育的ニーズへの対応

- 過密状況への対応と、支援機能の拡大（総合的な機能を有する特別支援学校、「通級による指導」の支援区域の拡大等）
- 学習環境の計画的な整備や、肢体不自由特別支援学校通学区域の見直しの検討
- 小・中学校等と連携した相談支援機能の強化

- 様々な職種の専門家との協働
- 「就労支援のための学校と企業のセミナー」の開催
- 就労移行支援事業所等によるアセスメントの実施
- 生涯学習等の関係機関との連携
- スポーツや文化芸能活動を通じた相互理解

- 特別支援学校教諭免許状の取得のための受講促進と「特別支援教育」採用による特別支援学級担任等の専門性の向上
- 手話言語条例にかかる研修や障害種別研修等の実施
- 計画的な人事交流による教員の育成

第2次県立特別支援学校整備計画（案）概要

1 計画策定の趣旨

○ 計画策定の必要性

- ・平成19年前後から、特別支援学校に在学する児童生徒が増加。
- ・県立特別支援学校整備計画（平成23年3月）を策定し、教室不足や施設の狭隘化等の過密状況へ対応した。
- ・過密状況が解消または緩和が図られた地域がある一方で、引き続き、都市部を中心に対応を要する地域がある。
- ・今後10年間は、現在の過密状況が継続する見通し。



○ 対応

計画的な整備が必要な状況であるため、「第2次県立特別支援学校整備計画」を策定し、「第2次千葉県特別支援教育推進基本計画」と合わせ、特別支援教育の更なる充実を図る。

計画期間は、平成29年度から平成33年度（5年間）とし、現在の過密状況と今後の児童生徒の増加見込みを合わせ、推計で763人に対応する。

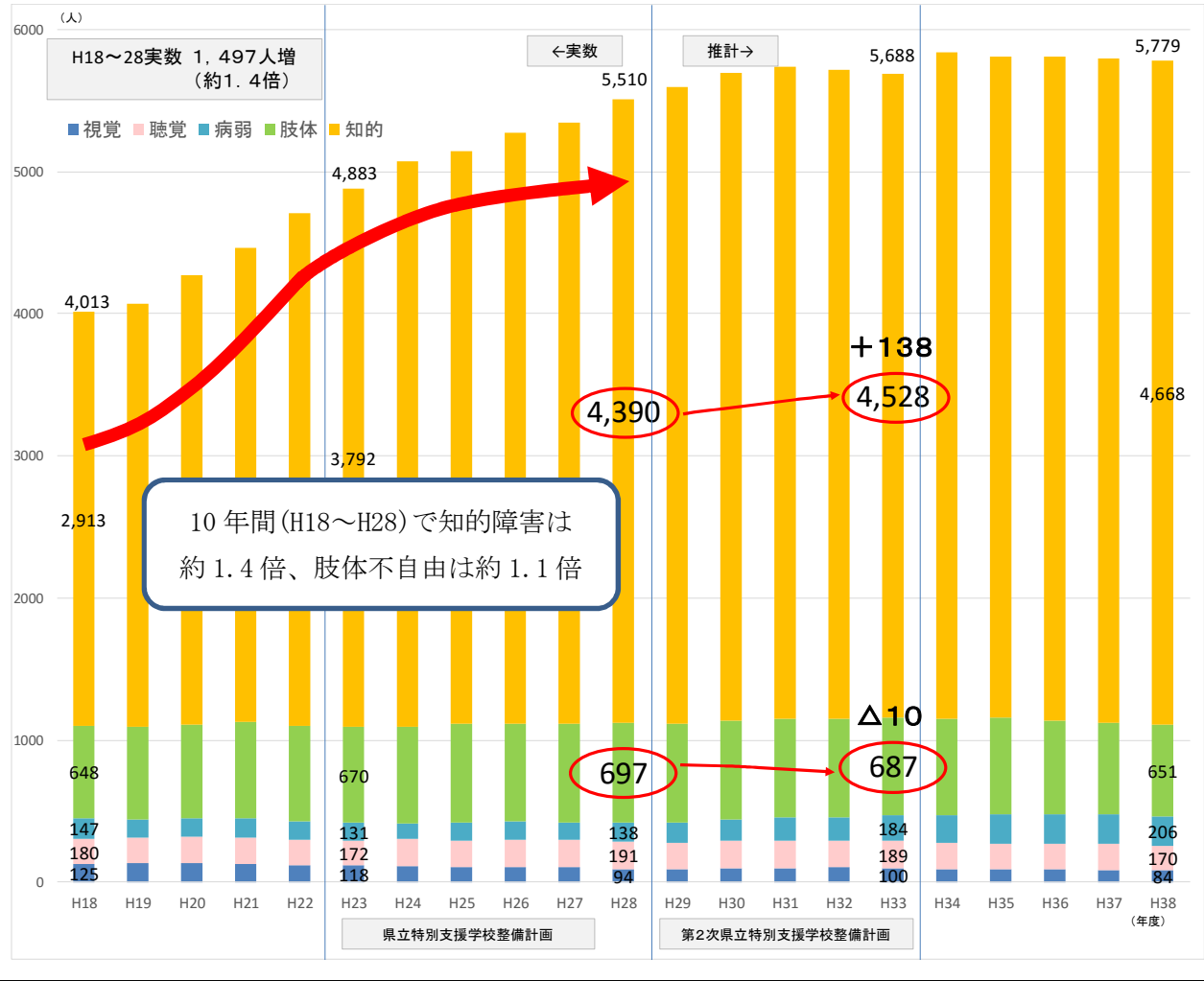
2 対応人数の内訳

	現在の過密状況	今後の増加見込み(～H33)	計
知的障害	508	138	646
肢体不自由	127	△10	117
計	635	128	<u>763</u>

※ 視覚・聴覚・病弱の児童生徒数の変動は、現有施設で対応可能

3 児童生徒数の推移と今後の見込み

県立特別支援学校の障害種別児童生徒数の推移と今後の推計



4 今後の対応

○ 千葉・葛南地域、東葛飾地域、南房総地域の東京湾アクアライン着岸地域周辺の過密状況の著しい知的障害特別支援学校と肢体不自由特別支援学校について対応

- <対応策>
- ・ 県立学校及び市町村立学校の転用可能な校地・校舎等の活用
 - ・ 校舎の増築
 - ・ 通学区域の調整

※ 各特別支援学校の施設の状況、児童生徒数の推移について、注視し必要な対応に努める。

第2次県立特別支援学校整備計画（案）における対応予定

①施設整備による対応

(○:新設校、□:増築)

障害種別	地域	活用する予定施設等と設置する規模(人)	設置形態	設置学部	対象校	
知的障害	千葉・葛南	学区内の小・中学校等の使用しなくなる校舎等	130	○新設校等	小・中・高	八千代 千葉
		市川特別支援学校	30	□増築	小・中・高	市川
		学区内の小・中学校等の使用しなくなる校舎等	100	○新設校等	小・中・高	市川
	東葛飾	特別支援学校流山高等学園 第2キャンパス運動場	120	○新設校等 (学部の分離)	高	柏
	南房総	君津特別支援学校	20	□増築	小・中・高	君津
		学区内の小・中学校等の使用しなくなる校舎等	100	○新設校等 (学部の分離)	小	君津
		市原特別支援学校	56	□増築	小・中・高	市原
肢体不自由	桜が丘特別支援学校	57	□増築	小・中・高	桜が丘	
小計		613				

②通学区域の調整による対応

これまで整備してきた新設校等の活用を中心に通学区域を調整	150		小・中・高	市川 市原 松戸
合計(①+②)	763			

推進基本計画に関するQ & A

Q：第2次千葉県特別支援教育推進基本計画案の特徴は何ですか。

A：今回の計画では障害のある子どもが社会で豊かに生きることができるように、在籍校などで必要な支援が受けられる連続性のある多様な学びの場と児童生徒への適切な支援を充実させるために、小・中学校等と特別支援学校が連携し、相談支援機能の強化や「通級による指導」の拡大を図ることなどが特徴です。

整備計画に関するQ & A

Q：なぜ、特別支援学校の児童生徒が増えているのですか。

A：知的障害と肢体不自由の特別支援学校を選ぶ児童生徒は依然として増加傾向にあります。この原因としては、特別支援教育に関する理解の浸透や特別支援学校の専門性への評価や期待の高まりなどによると考えています。

Q：各学校の過密はどのような状況ですか。

A：千葉・葛南地域、東葛飾地域、南房総地域の東京湾アクアライン着岸地域周辺に、過密状況への対応を要する特別支援学校があります。

Q：各学校の過密状況をどのように解消するのですか。

A：県立学校及び市町村立学校の転用可能な校地・校舎等の活用、校舎の増築、通学区域の調整での対応を考えています。